

追 加 議 案 (平成 2 7 年 3 月 4 日 提 出)

議 案 番 号	件 名
議 第 3 6 号	平成 2 6 年 度 人 吉 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 9 号)
議 第 3 7 号	市 役 所 の 位 置 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 制 定 に つ い て
議 第 3 8 号	工 事 請 負 契 約 の 締 結 に つ い て の 議 決 内 容 の 一 部 変 更 に つ い て

議第 37 号

市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 27 年 3 月 4 日提出

人吉市長 田中 信孝

市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例

市役所の位置に関する条例（昭和 25 年人吉市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

本文中「人吉市麓町 16 番地」を「人吉市西間下町字永溝 7 番地 1」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（提案理由）

市役所の位置を変更するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 4 条第 1 項の規定により、条例の一部を改正するものである。

議第 38 号

工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について

平成 27 年 2 月 12 日付け議第 1 号議案をもって議決された人吉中核工業用地調整池改築工事に係る工事請負契約の締結についての議決内容の一部を次のように変更する。

第 3 契約金額中「216,540,000 円」を「218,964,135 円」に改める。

平成 27 年 3 月 4 日提出

人吉市長 田中 信孝

(提案理由)

議会の議決を経た契約について、契約内容を変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。